

令和2事業年度

事業計画

(令和2年3月27日大臣認可)

高压ガス保安協会

目 次

I. 事業概況	1
1. 事業環境	1
2. 事業概要	3
3. 収支予算概要	8
II. 個別の事業	9
II. 1 確実な業務の実施	9
II. 1. 1 検査、認定等事業	9
II. 1. 2 教育事業	13
II. 1. 3 システム審査登録事業	14
II. 1. 4 LPガス保安対策推進事業	15
II. 1. 5 技術基準作成・審査等事業	16
II. 1. 6 水素社会に向けた対応	18
II. 1. 7 保安情報の収集、提供	18
II. 1. 8 法定講習事業（特別勘定1）	19
II. 1. 9 資格試験等事業（特別勘定2）	20
II. 2 サービスの向上と積極的な情報提供	21
II. 2. 1 保安情報の普及、啓発	21
II. 3 更なる保安対策に繋がる調査研究の推進	23
II. 3. 1 自主研究の着実な推進	23
II. 3. 2 受託事業	24
II. 4 時代に即応した組織体制・基盤の整備	25
II. 4. 1 協会運営のガバナンス強化	25
II. 4. 2 組織運営への専門家、有識者等の知見活用	25
II. 4. 3 将来を見据えた基盤の整備	26
II. 4. 4 就業環境の改善等	27
II. 5 将来を見据えた構造改革の推進	28
II. 5. 1 社会的ニーズへの対応と安定的な経営基盤の確保の両立	28
別紙1 保安講習会種類別受講者数見込み	30
別紙2 高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験 並びに液化石油ガス設備士試験種類別出願者数見込み	32

I. 事業概況

1. 事業環境

我が国の経済は、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、通商問題を巡る動向等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響など、考慮すべき要因が複数みられ、我が国の経済への影響について留意する必要がある。

このような中で、時代に即応した保安体制のあり方が求められており、高圧ガスの分野においても、高圧ガス保安のスマート化の一環として、従来の“時間（= Time）”で区切った画一的なメンテナンス（TBM（Time Based Maintenance））から、設備の“状態（= Condition）”に基づいた新しいメンテナンス（CBM（Condition Based Maintenance））への移行として、特定認定事業者（スーパー認定事業者）において「CBM を取り入れた開放検査周期の延長拡大（最大：12年→最大：余寿命×0.5年まで）」を可能とする制度が令和元年11月に創設されたところである。

引き続き、制度の適切な運用を通じて制度の定着を図りつつ、更なる高圧ガス保安のスマート化に関しても経済産業省と協働していく。

また、令和2年度にオリンピック・パラリンピック（オリパラ）東京大会開催が予定されていることを踏まえ、国家試験問題作成のための委員会、各規格委員会、技術委員会等をオリパラ開催期間と重ならないよう前倒して実施するなど、協会業務への影響を緩和する対応を行う。

当協会の令和2年度の事業環境については、昨年度からISO審査における他機関の登録事業者の取り込みによる収入増を見込むが、機器検査事業の特需要因の減少による収入減、特1（法定講習）の受講者減による収入減、この受講者減による図書販売等の減少による収入減ことに加えて、協会内の基幹システム改善のための費用が大幅に増加することを見込んでいる。こうした状況の中でも、構造改革の取組の成果により、当協会における収支状況は、一定の収支差を確保している状況である。

なお、将来的に協会の経営状態が厳しくなることが見込まれており、これを踏まえ、事業推進本部における各WGの再編を行ったところであり、特に令和3年4月に予定されている協会内組織の見直し及び基幹システム改善に向けて、構造改革の取組を強力に推進していくこととする。

今年度も着実かつ確実な業務の実施を旨としつつ、コンプライアンス遵守の一層の推進及び情報セキュリティ対策の一層の充実化を図り、加えて将来を見据えた構造改革も着実に推進し、業務改善、収支改善等に結実させていくこととする。

2. 事業概要

令和2年度は、前述のような事業環境の中、確実かつ効率的に事業を実施することを基本として、以下の事業を重点的に行っていくこととする。

2.1 確実な業務の実施

検査・認定事業、法定講習(特別勘定1)、国家試験(特別勘定2)やISO審査事業など、協会全体として着実かつ確実な業務を引き続き実施する。

(1) 検査・認定等の合理化推進及び確実な実施

検査・認定等の正確性を維持しつつより効率的に業務を実施するため、今後の検査・認定等の動向も見据えた適切な人員配置により、検査業務等の合理化を推進する。また、産業保安のスマート化についても、引き続き関係する業務を確実に実施する。

(2) 講習・試験業務の確実な実施

検定試験及び国家試験においては、引き続き検定・国家試験問題の作問・チェック体制、検定・国家試験当日の不正行為に対する対応を確実に実行していく。また、公正・公平な試験実施及び効率的な試験業務運営に向け、関係団体との横断的事項の情報交換を定期的の実施する。

さらに、近年、激甚化・多発化の傾向にある風水害、地震等の自然災害については、その発生時の災害状況を的確に把握し、実施の可否等の情報提供、会場変更を迅速に行う等、受講者等の安全及び利便性を考慮した円滑な業務運営に努める。

(3) システム審査登録事業の推進

マネジメントシステムの審査登録(認証)業務を認定基準(JIS Q 17021-1)に適合させて着実な業務展開を図る。特に、他の認証機関との競争激化が進む中、顧客の維持・獲得に向け、ISO審査センターの更なる体制の充実を図り、積極的な営業活動を展開する。

(4) 技術基準等作成・審査等事業

技術基準等の作成に関しては、毎年度改訂する技術基準整備3ヶ年計画に基づき技術基準整備を計画的に進め、定期的な技術基準の見直しを含めた適切な検討を行うこととし、社会ニーズへの即応や、最新の技術的知見等の反映を企図して、KHKSの改正等を実施する。

また、技術基準等の審査に関しては、ファスト・トラック制度による民間団

体等が作成した規格の例示基準化に向けた審査を迅速かつ確実に行う。

(5) 水素社会に向けた対応

規制改革実施計画（H29.6 閣議決定）等を踏まえ、協会は、産業保安の実務を担う立場から、種々の対応を確実に実施することとし、安心・安全な水素社会の実現のため、経済産業省、地方自治体、事業者等と協働していく。

(6) オリンピック・パラリンピック東京大会への対応

令和2年度にオリンピック・パラリンピック（オリパラ）東京大会開催が予定されていることを踏まえ、国家試験問題作成のための委員会、各規格委員会、技術委員会等をオリパラ開催期間と重ならないよう前倒して実施、各種セミナー等をオリパラ開催期間に東京で行わないよう配慮、オリパラ開催期間中のKHK職員のテレワーク実施を検討するなど、協会業務への影響を緩和する対応を行う。

2.2 サービスの向上と積極的な情報提供

会員を中心として、サービスの向上と積極的な情報提供を行い、もって産業保安の確保やビジネスの発展に寄与する。

(1) 情報発信力の強化

協会の情報発信力の強化の一環として、昨年度策定したプレスリリースルールに基づき、積極的な情報発信による協会のプレゼンス向上に努める。

特に、激甚化する風水害等自然災害等の発生に際し、講習等への影響や容器流出に関する注意喚起などを協会ウェブサイトで情報提供する。

(2) サービスの向上と積極的な情報提供

機関誌「高圧ガス」、協会ウェブサイト、メール配信サービス「KHK-Friends」、協会発行の出版物を解説する出版目録などを活用し、わかりやすい情報提供を効果的に行うとともに、英文資料の作成、海外の調査・発信活動の強化など、国際的な情報の収集及び発信を推進する。

2.3 更なる保安対策に繋がる調査研究の推進

これまでに蓄積した高圧ガス保安に係る知見を活かし、保安向上に寄与する調査研究を推進する。

(1) 時代に即応した研究所の活用

総合研究所については、民間企業等からの受託試験や受託研究の拡大を図りつつ、顧客対象の拡大を行い、広く社会に役立つよう時代の要請を踏まえた調査研究を進めていく。

さらに研究員を協会外の研究委員会や学会等に積極的に参加させることにより、研究者として活動強化を図るとともに、業界のニーズ及び最新の技術動向を的確に把握し、先導的な調査研究を実施していく。

2.4 時代に即応した組織体制・基盤の整備

産業保安に係る公的機関として求められる社会的要請を踏まえ、また、協会自らが考えるあるべき姿も踏まえ、組織体制・基盤の整備を順次行う。

(1) 協会運営のガバナンス強化

協会が、高い公的な責務を有することに鑑み、以下の取組を協会大で遵守・徹底する。

① コンプライアンスの推進

令和2年度については、コンプライアンスに係るeラーニングの活用や、コンプライアンス活動支援会社を活用して、コンプライアンス情報の定期的な発信等に努める。また、外部専門家の意見を踏まえた内部監査の方法について検討を行う。

② 情報セキュリティ対策

業務実施に伴い保有する企業情報をはじめ、セキュリティ対策を継続的に行うとともに、情報セキュリティに関する内部監査や情報セキュリティ研修を、引き続き実施していく。

(2) 組織運営への専門家、有識者等の知見活用

協会として時代に即応した体制を堅持していくべく、外部有識者等の知見を糾合した会議体を組成し、助言等を踏まえ適切な対応を行っていく。

具体的には、総合研究所のあり方について検討する総合研究所運営審議会、高圧ガス保安に係る普及啓発活動のあり方等について検討する教育事業アドバイザー委員会等により検討を行う。

(3) 将来を見据えた基盤の整備

① 海外事業展開に向けた取組

新興国に対する協力として、ミャンマーにおける LP ガス安全法制度構築事業（海外産業人材育成協会（AOTS）実施事業）に、保安規制の専門家として引き続き参画する。

また、アジア諸国の政府機関等を訪問し、保安分野における技術協力の可能性等を調査する。

② 国際化に対応できる人材育成等

高压ガス、LP ガスに関する専門性と国際性を兼ね備えた人材を育成する観点から、協会職員の海外長期研修を引き続き実施する。

(4) 就業環境の改善等

働き方改革を推進するための関係法令の遵守に努めるべく、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指す。

(5) 最新の研究所施設を活用した時代への即応（2. 2. 3(1)参照）

2.5 将来を見据えた構造改革の推進

将来的には、協会の経営状況は厳しくなることが見込まれるため、将来を見据えた以下の構造改革を協会大で推進する。また、こうした取組を盛り込んだ中・長期計画を策定する。

(1) 事業推進本部・WG

協会の将来を見据えた広範なテーマを検討していくために、以下の構造改革の取組を更に推進する。

① 組織再編等WG

・サブWG組織

効率的な組織運営、部課の統廃合等

・サブWG人事

65歳定年延長への対応、給与制度の見直し、人材育成、キャリアパス等

・サブWGシステム

業務の効率化や見直しを踏まえた基幹システム全体の再構築

② 収支構造改善WG

高压ガス部の収支構造改善

③ 新規事業WG

- ・サブWGガス

地方自治体の許認可に関する事前評価（権限移譲、自治体の体制脆化への対応）、リスクアセスメント・マネジメントの更なる活用（多くの事業所への展開）

- ・サブWG総研（総研の水素関連業務以外の新規自主事業の検討）

なお、継続案件については、各事業部、再編後のWGで引き続きフォローアップする。

(2) 時代に即応した新事業創出・業務運営

協会の知見を活用した時宜を得た新事業創出は、自主保安の向上に寄与するものであり、もって我が国経済活性化や安全・安心な暮らしに資するものである。

かかる認識のもと、これまでの協会内縦割り意識や前例踏襲意識を打破し、前広かつ積極的な検討を行う。

この際、これまでの受託事業等の成果についても柔軟に活用して社会還元の実現を図っていく。

(3) 支出構造に係る不断の見直し

支出削減は収支改善に直結する即効性の大きなものであるとの認識のもと、コスト意識を更に貫徹するとの方針に基づき、業務に係わる支出項目の全てについて、引き続き聖域を設けずに徹底的な再精査を行う。

3. 収支予算概要

一般勘定の収入については、ISO 審査における他機関の登録事業者の取り込みによる収入増を見込むが、機器検査事業の特需要因の減少による収入減、特1（法定講習）の受講者減による収入減、この受講者減による図書販売等の減少による収入減を見込んでおり、一般勘定の収入は3,343百万円を見込んでいる。特別勘定1の収入については、法定義務講習の受講者数が周期的に減少する1年度目となり、資格講習の受講者数は減少が見込まれる。結果として、特別勘定1の収入は929百万円を見込んでいる。

特別勘定2の収入については、他法令による資格取得の高まりの落ち着きも含め、全体的な受験者の減少が見込まれる。このため、特別勘定2の収入（※）は533百万円を見込んでいる。

以上の結果、令和2年度の協会の総予算額は、4,805百万円を見込んでいる。

（※）引当金等からの受入28百万円を含む。

（注：上記の数字は四捨五入の関係から、端数が一致しない場合がある。）

Ⅱ. 個別の事業

Ⅱ. 1 確実な業務の実施

Ⅱ. 1. 1 検査、認定等事業

(1) 認定調査等 [高圧ガス部]

① 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者となるための調査

第一種製造者等が、自主検査により完成検査又は保安検査（運転中検査、停止中検査）を実施できる者として、経済産業大臣の認定を受けるための調査を行う。

令和2年度は、新規で0件（0件）、更新で21件（15件）、認定区分の拡大等による追加で0件（0件）を見込んでいる。

（注）（ ）内は、令和元年度における実績見込値を示す。以下同じ。

② 特定認定完成検査実施事業者及び特定認定保安検査実施事業者となるための調査

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者が、IoT等新技术の活用、第三者の知見の活用などレベルの高い自主保安を実施できる者として、経済産業大臣の認定を受けるための調査を行う。

令和2年度は、新規で2件（2件）、開放検査拡大更新で1件（1件）を見込んでいる。

③ 自主保安高度化事業者となるための調査

第一種製造者等が、IoT等新技术を導入する等、自主的な保安活動を十分に実施している者として、経済産業大臣の認定を受けるための調査を行う。

令和2年度は、新規で0件（1件）を見込んでいる。

④ 耐震構造計算プログラムの認証

耐震設計構造物の応力等の計算方法及び計算を行う者について、経済産業大臣の認定に係る追跡調査、又は耐震設計構造物の耐震性能について構造計算を行う方法及び計算を行う者について、認証及び確認調査を行う。

令和2年度は、プログラムの認証1件（1件）、追跡調査または確認調査8件（6件）を見込んでいる。

(2) 完成検査、保安検査 [高圧ガス部、機器検査事業部]

特定施設等について、技術基準に適合又は維持しているかどうかを確認するための完成検査及び保安検査を行う。

令和2年度は、冷凍施設関係の完成検査で32件（63件）、保安検査で1,600件（1,790件）、コールド・エバポレータ（CE）関係の保安検査で336件（344件）を見込んでいる。

(3) 容器検査等 [機器検査事業部]

- ① 容器製造業者の大臣登録に係る調査
容器製造業者が自ら検査を行えるようにするための大臣登録に係る調査を行う。
令和2年度は、0件(0件)を見込んでいる。
- ② 容器型式試験
登録容器製造業者に係る容器の型式試験を行う。
令和2年度は、計画段階において試験の申請は見込まれていない。(0件)
- ③ 容器検査及び容器再検査
容器について検査及び再検査を行う。
令和2年度は、218万本(220万本)を見込んでいる。
- ④ 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更
容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る審査を行う。
令和2年度は、68,363本(69,030本)を見込んでいる。

(4) 附属品検査等 [機器検査事業部]

- ① 附属品製造業者の大臣登録に係る調査
附属品製造業者が自ら検査を行えるようにするための大臣登録に係る調査を行う。
令和2年度は、計画段階において調査の申請は見込まれていない。(0件)
- ② 附属品型式試験
登録附属品製造業者に係る附属品の型式試験を行う。
令和2年度は、計画段階において試験の申請は見込まれていない。(0件)
- ③ 附属品検査及び附属品再検査
容器に装置する附属品(バルブ、安全弁及び緊急遮断装置)について検査及び再検査を行う。
令和2年度は、979万個(988万個)を見込んでいる。

(5) 特定設備検査等 [機器検査事業部]

- ① 特定設備製造業者の大臣登録に係る調査
特定設備製造業者が自ら検査を行えるようにするための大臣登録に係る調査を行う。
令和2年度は、0件(1件)を見込んでいる。
- ② 特定設備検査等
特定設備(熱交換器、貯槽、蒸発器等)について検査を行うとともに、登録特定設備製造業者が製造する特定設備に対し、特定設備基準適合証を発行する。
令和2年度は、特定設備検査で22,001基(20,762基)、適合証発行で200件(199件)を見込んでいる。

③ 高圧ガス設備担当者会議の開催

特定設備及び高圧ガス設備の製造者等との情報交換を行うとともに、特定設備等に係る規則等の統一的運用の徹底等を図るため、第 43 回高圧ガス設備担当者会議を開催する。

(6) 指定設備の認定

① ユニット型冷凍装置の認定 [高圧ガス部]

政令で指定設備とされている冷凍設備について、指定設備の基準に適合している場合の認定を行う。

令和 2 年度は、105 件（160 件）を見込んでいる。

② 窒素ガス製造用空気分離装置の認定 [機器検査事業部]

政令で指定設備とされている窒素ガス製造用空気分離装置について、指定設備の基準に適合している場合の認定を行う。

令和 2 年度は、計画段階において認定の申請は見込まれていない。（0 件）

③ 認定指定設備の移設に係る調査 [高圧ガス部、機器検査事業部]

認定指定設備の移設を行った場合について、当該認定指定設備が技術基準に適合しているかどうか調査を行う。

令和 2 年度は、2 件（1 件）を見込んでいる。窒素ガス製造用空気分離装置については、計画段階において調査の申請は見込まれていない。（0 件）

④ 認定指定設備の交換に係る調査 [機器検査事業部]

認定指定設備（窒素ガス製造用空気分離装置）の個別ユニットの交換を行った場合について、当該認定指定設備が技術基準に適合しているかどうか調査を行う。

令和 2 年度は、計画段階において調査の申請は見込まれていない。（0 件）

(7) 大臣特認事前評価等 [高圧ガス部、機器検査事業部]

① 大臣特認に係る特定案件事前評価

高圧ガス設備等に係る大臣特認のための事前評価を行う。

令和 2 年度は、14 件（51 件）を見込んでいる。

② 詳細基準事前評価

例示基準に基づかずに検査申請、許可申請等する場合の詳細基準について事前評価を行い、事前評価書を交付する。

事前評価書の交付を受けた者は、本評価書を添付して容器検査・特定設備検査を受け、又は高圧ガスの製造の許可等を受けることとなる。

令和 2 年度は、81 件（97 件）を見込んでいる。

(8) 高圧ガス設備試験等 [機器検査事業部]

① 大臣認定試験者事前評価等審査

高圧ガス設備（ポンプ、圧縮機等）を製造する事業者の大臣認定に係る事前評価及び認定された者の3年毎の確認調査を行う。

令和2年度は、新規調査で0件（1件）、拡大調査で5件（4件）、確認調査で44件（41件）を見込んでいる。

② 高圧ガス設備試験

高圧ガス設備について試験を行う。

令和2年度は、13,613件（17,902件）を見込んでいる。

(9) 冷凍検査等 [高圧ガス部]

① 機器の試験

冷凍装置について試験を行う。

令和2年度は、345件（353件）を見込んでいる。

② 冷凍空調施設工事事業所の認定

冷凍空調施設の保安の確保を図るため、同施設の据付工事を行う事業所について認定及び更新認定を行う。

令和2年度は、412件（630件）を見込んでいる。

③ 冷凍空調情報等の発行

冷凍空調施設工事事業所等との情報及び意見の交換を密にするため、情報提供誌「冷凍空調情報」を発行する。（年間1回を予定）

④ 冷凍機器溶接士の認定

本制度のさらなる充実を図るため、認定後の講習を新たに義務付ける等の見直しについて、令和元年度に引き続き検討するとともに、冷凍用圧力容器等の溶接作業を行う溶接士の認定を行う。

令和2年度は、87件（67件）を見込んでいる。

⑤ 冷凍教育検査事務所ブロック会議等

(イ) 冷凍教育検査事務所ブロック会議

全国の冷凍教育検査事務所との連携を密にし、法改正等の最新の動向及び高圧ガス保安法の解釈などに関する情報提供のほか、事務所運営、検査員の高齢化、検査実施上の問題点等について、冷凍教育検査事務所専用HPを活用した双方向の情報発信形式により検討を行う。

(ロ) 冷凍保安検査業務の合理化

令和元年度に引き続き、冷凍教育検査事務所の適正かつ円滑な業務処理と業務の省力化を推進する。

⑥ 冷凍則関係の課題

令和元年度に引き続き、冷凍装置試験に係る制度を見直し、新たな認定制度の創設等の検討を行う。

(10) LPガス用ガス漏れ警報器等の検定 [液化石油ガス部]

LPガス用ガス漏れ警報器（誤報防止型を含む。）及びLPガス検知器等の検定を行う。また、優良な製造事業者に対する検査方法の合理化、検定業務の拡大等の取り組みを進める。

- ① LPガス用ガス漏れ警報器の検定 2,730,000 個（2,730,000 個）
- ② 不完全燃焼警報器の検定 30,000 個（30,000 個）
- ③ LPガス用検知器 2,000 個（2,000 個）

(11) その他の検査・認定等

- ① 高圧ガスプラント検査事業者 10 件（14 件）及び液化石油ガスタンクローリ検査事業者 3 件（4 件）の認定 [機器検査事業部]
- ② アセチレン容器多孔質物性能試験 8 件（0 件） [機器検査事業部]
- ③ 液化石油ガスバルク供給用附属機器の型式認定 20 件（26 件） [機器検査事業部]
- ④ 容器所有者の登録、登録更新及び所有者不明容器の発生防止
新規登録 64 件（83 件）、更新 837 件（2,447 件） [機器検査事業部]
- ⑤ CE 移設性能検査 59 件（52 件） [機器検査事業部]
- ⑥ CE 施設保安点検等 0 件（1 件） [機器検査事業部]
- ⑦ 特定ガス工作物使用前検査 29 件（40 件） [機器検査事業部]
- ⑧ 委託検査 980 件（1,076 件） [機器検査事業部]
- ⑨ 小型高圧ガス容器型式認定 4 件（12 件） [機器検査事業部]
- ⑩ 簡易容器検査 1 件（0 件） [機器検査事業部]
- ⑪ 委託調査（耐震補強に係る調査） 1 件（0 件） [高圧ガス部]
- ⑫ SFE/SFC 認定調査 4 件（5 件） [高圧ガス部]

Ⅱ. 1. 2 教育事業 [教育事業部]

(1) 自主保安講習の実施

令和 2 年度の自主保安に係る各種講習の受講者数は、前年度実績より 312 人少ない 3,046 人を見込んでいる。（内訳は別紙 1 参照）

(2) 技術講演会等の開催

高圧ガスに関する各種情報の提供を目的とした次のような講演会等を開催する。

- ① お客様のニーズに対応した出張講習
- ② 保安セミナー等（高圧ガスの基礎講習、法令セミナー等の開催）
- ③ 高圧ガス保安実務者向けセミナー等（保安検査事例セミナー、リスクアセスメント関係の講座等の開催）
- ④ 協会内の部門間連携によるセミナー等（耐震セミナー等の開催）
- ⑤ 地域ニーズに対応した各種セミナー等

(3) ISO 関連研修セミナー等の開催

ISO 規格における品質及び環境に関する認証取得・維持のための研修並びに同システム構築のための集合セミナーを開催する。

(4) 図書等の編集発行

- ① 高圧ガス関係法令、技術基準
- ② 講習会テキスト及び問題集
- ③ 保安教育用テキスト
- ④ その他各種出版物・視聴覚教材等
- ⑤ 高圧ガス保安活動促進週間を中心とした保安啓発用品（ポスター、資格ワッペン、保安情報小冊子、事故情報リーフレット等）

保安用品については、各地域の高圧ガス関係団体と連携した販売を引き続き実施する。

また、用品案内のリーフレット等を活用した販売促進にも注力する。

Ⅱ. 1. 3 システム審査登録事業 [ISO 審査センター]

(1) マネジメントシステム審査

公益財団法人 日本適合性認定協会(JAB)から認定を受けた認証機関として、着実に品質マネジメントシステム(QMS、審査総数 779 件(716 件))、環境マネジメントシステム(EMS、審査総数 495 件(426 件))、食品安全マネジメントシステム(FSMS、審査総数 10 件(9 件))を審査し、適合事業者の登録・公表を行う。

また、ISO45001 及び OHSAS18001 を基準として労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS、審査総数 29 件(28 件))を審査し、適合事業者の登録・公表を行う。

(2) 主な活動項目

- ① マネジメントシステムの審査登録(認証)に関しては、適用される認定基準(JIS

- Q 17021-1) への適合を確実にするとともに、ISO 審査センターにおけるマネジメント機能の充実とリスク管理に基づく審査登録（認証）システムの高度化を図る。
- ② 受審組織の要望を具体的に捉え、確実に応える審査の実現へ向け、審査プロセスを適宜見直すこと等により、審査がもたらす有効性の更なる改善を図る。
 - ③ 新規審査員の採用により審査対応能力の拡大を図るとともに、審査員の資質向上や技術的専門性の深化等を推進する。
 - ④ 登録企業との双方向コミュニケーションや PR の充実を図り、顧客満足と ISO 審査センターのプレゼンスの改善・向上に取り組む。また、毎年開催する登録企業情報交換会ではマネジメントシステムの効果的な運用事例に関する情報を提供し、既存顧客の辞退や他機関への移転を減らすよう努める。更に、登録企業に提供していた ISO 入門勉強会を登録企業以外へも公開する等顧客獲得の機会としても活用する。
 - ⑤ 顧客の維持・獲得に向け、当協会本支部及び関係する機関との連携を図り、高压ガス関連業界をはじめマーケットの拡大を含め積極的な営業活動を展開する。

II. 1. 4 LPガス保安対策推進事業 [液化石油ガス部]

(1) LPガス設備等の技術審査

- ① 大臣特認に係る事前審査
LPガス法施行規則に係る大臣特認のための事前審査を行う。
- ② LPガス器具の安全性審査
新しく開発されたLPガス器具に係る安全性審査を行う。

(2) LPガス消費者に対する保安啓発活動の実施

LPガス安全委員会（LPガス関連団体17名、関連する省庁4名、消費者団体2名、計23名で構成）の事務局を務め、LPガス保安ガイド、ポスター、ホームページ等により、一般消費者等に対する保安意識の向上、事故防止の保安啓発を行うとともに、各都道府県LPガス協会等が行うLPガス消費者を対象とした保安啓発活動の支援事業を実施。10月にLPガス消費者保安キャンペーンを展開し、LPガス消費者保安推進大会において保安優良LPガス事業者等を表彰する。

(3) 技術基準・図書の企画・販売

業界ニーズを発掘し、業界で活用される技術基準・図書を作成する。

Ⅱ. 1. 5 技術基準作成・審査等事業 [総合企画部、高圧ガス部他]

(1) 経済産業大臣への意見具申等

高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、省令改正、例示基準の制定等高圧ガス・LP ガスの保安に関する技術的事項について、経済産業大臣に対して意見具申等を行う。

(2) 技術委員会・規格委員会の運営

高圧ガス保安において幅広く活用されている KHK 技術基準 (KHKS 等) の策定については、規格委員会が実務を担っており、統括諮問機関として位置付けられている技術委員会のレビューを経ることとされている。こうした両委員会が適切に機能するための着実な運営を行う。

令和 2 年度に予定している主な案件は、以下のとおりである。

① 圧力容器規格委員会 [機器検査事業部]

- (イ) 「超高圧ガス設備に関する基準 (KHKS 0220)」の見直し・改正
- (ロ) 「非円形銅の圧力容器に関する基準 (KHKS 0221)」の見直し・改正
- (ハ) 「ねじ構造の強度設計指針 (KHKS 1222)」の見直し・改正
- (ニ) 「超高圧ガス設備に関する基準の高圧水素用設備への適用に係る技術文書 (KHKTD 5201)」の見直し・改正

② 移動容器規格委員会 [機器検査事業部]

- (イ) 「容器等製造業者登録基準 (KHKS 0102)」の見直し・改正
- (ロ) 「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準 (KHKS 0121)」の見直し・改正

③ 高圧ガス規格委員会 [高圧ガス部]

- (イ) 「LP ガスバルク供給基準(工業用等) (KHKS 0501)」の見直し・改正
- (ロ) 「可とう管に関する検査基準 (KHKS 0803)」の見直し・改正
- (ハ) 「第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針」(KHKS 1800-1)の見直し・改正
- (ニ) 「第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針」(KHKS 1800-2)の見直し・改正
- (ホ) 「高圧ガス製造事業者のリスクアセスメント・ガイドライン(仮題)」(KHKTD)の制定

④ 冷凍空調規格委員会 [高圧ガス部]

- (イ) 「冷凍空調装置の施設基準 (KHKS 0302)」の見直し・改正
- (ロ) 「危害予防規程の指針 (KHKS 1301)」の見直し・改正

- ⑤ 液化石油ガス規格委員会
 - (イ) 「バルク貯槽用ガス漏れ検知器基準 (KHKS 0750)」の見直し・改正
- ⑥ 供用適性評価規格委員会 [高圧ガス部]
 - (イ) 「高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2014)」の見直し・改正
 - (ロ) 評価区分Ⅱの減肉評価法の取り入れなどの高度化検討
- ⑦ 耐震設計規格委員会 [高圧ガス部]
 - (イ) 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準 (レベル1) (KHKS 0861) の解説、評価例」の作成
 - (ロ) 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準 (レベル2) (KHKS 0862) の解説、評価例」の作成

(3) 詳細基準の審査

技術基準の性能規定化に伴い、これまで省令等に示されていた詳細な技術的事項は例示基準として例示されている。協会は、それぞれの基準に応じて設置された高圧ガス容器規格検討委員会等において、各規格委員会及び業界団体等が作成した詳細基準について審査を行う。この審査の結果は、経済産業大臣に意見具申することにより例示基準として例示されるほか、ファスト・トラック制度の本格運用が開始されたことにより、申請者の求めに応じ、国による例示基準化を待たずに協会のホームページ上に公開する。

令和2年度は、特定則及び容器則関係で0件(1件)を、冷凍及び一般関係で0件(0件)、耐震告示関係で0件を見込んでいる。

(4) 地域防災協議会との連携

地域防災協議会連合会の全国会議の事務局として、同協議会と連携し、高圧ガスの移動中の事故防止に貢献する。

(5) 全国一般高圧ガス保安団体連合会(全高連)との連携

一般高圧ガスの事故防止と情報交換を図るため、全高連との連携を図る。

(6) LPガスタンクローリ事故防止委員会による自主点検活動の推進

日本LPガス協会、(一社)全国LPガス協会、(一社)日本エルピーガスプラント協会、(公社)全日本トラック協会及びKHKで組織するLPガスタンクローリ事故防止委員会の事務局として、LPガスタンクローリの保安関係機材等の整備状況についての所有者による自主点検活動を推進する。

(7) ASME Delegate 制度への参画

ASME（米国機械学会）規格の制定・改定の最新情報を入手し、かつ、ASME 規格に日本の意見を反映するため、ASME の Delegate 制度に平成 18 年度より参画しており、引き続き、ASME 規格策定作業等を行う。

Ⅱ. 1. 6 水素社会に向けた対応 [総合企画部、高圧ガス部、機器検査事業部、総合研究所]

協会は、産業保安の実務を担う立場から、水素社会の実現に向けて種々の対応（KHKS の検討・作成、総合研究所における基準作成のための材料試験等）を確実に実施する。

また、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）を踏まえ、国が昨年度設置した「水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会（公開の場での官民会議）」へのオブザーバとしての参加（第 11 回（令和元年 12 月 18 日）まで開催）など、国などからの要請にも適切に対応していく。

このような取組を通じ、安心・安全な水素社会の実現のため、経済産業省、地方自治体、事業者等と協働し、協会の保有するこの分野での経験、知見を社会のために役立てていく。

Ⅱ. 1. 7 保安情報の収集、提供 [高圧ガス部、機器検査事業部他]

(1) 高圧ガス災害の調査 [高圧ガス部、他]

高圧ガス事故災害に対して、必要に応じ現場調査、関係者のヒアリングなどを行い、情報収集に努めるとともに、精度の高い事故解析を実施する。その解析結果に基づき、事故から得られた教訓、再発防止策などについて積極的に情報発信を行う。

また、行政、事業者が設置する事故調査委員会等に協力、支援を行う。

(2) 「事故の教訓と保安管理技術セミナー」等の開催 [高圧ガス部]

高圧ガス製造事業者全般を対象に、高圧ガス製造事業者の保安管理活動、自主保安活動に対する情報提供等を目的に、自主保安セミナーを開催する。

(3) 「高圧ガス設備担当者会議」の開催 [機器検査事業部]

特定設備検査及び高圧ガス設備試験等の申請者等から照会のあった材料、設計、溶接及び構造等に関する諸問題のうち、共通性のある事項についての回答を申請事業者等の高圧ガス設備担当者に周知し、統一的な運用を図ることを目的とする高圧ガス設備担当者会議を本年度も引き続き開催する。

(4) LPガスの保安に係る説明会等の開催 [液化石油ガス部、総合研究所]

LPガス供給設備・消費設備や保安業務に係る協会の技術基準及び経済産業省等から受託した調査研究の成果又は最新の保安情報を広くLPガス業界等へ普及させるための説明会や技術資料の発行等を実施する。

(5) 「KHK水素保安セミナー」の開催 [高圧ガス部、機器検査事業部、総合研究所]

高圧水素の保安確保に関する調査研究に係る成果等を広く発信するため、本セミナーを開催する。

(6) 時代に即応した新規セミナーの開催 [高圧ガス部、教育事業部他]

各部のポテンシャルをシナジーさせることにより、時代に即応した保安ニーズに対応する新たな事業の創出に努める。令和2年度は、昨年度に引き続き、耐震設計関係セミナー、冷凍保安講座、水素保安セミナー及び（公社）日本冷凍空調学会との共催による冷凍関係のセミナーを開催するとともに、保安ニーズに即応するセミナーの開催について積極的に企画していく。

II. 1. 8 法定講習事業（特別勘定1） [教育事業部]

(1) 法定講習の実施

講習の総受講者数のうち、義務講習等については平成9年の法改正時の規制緩和により受講サイクルが3年から5年に延長されたことから、過去5年間の受講者数に基づいて41,575人（51,611人）を、資格講習については33,926人（35,583人）を、合計で75,501人（87,194人）を見込んでいる。（自主講習を含めた講習会総計では78,547人（90,258人、内訳は別紙1参照））

講習内容については、使用されるテキストに関して、令和2年度は甲種、乙種、丙種化学（特別）、液化石油ガス設備士テキスト等について見直しを行うこととする。

Ⅱ. 1. 9 資格試験等事業（特別勘定 2） [試験センター]

(1) 資格試験

国及び都道府県からの委譲に基づき高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験並びに液化石油ガス設備士試験を実施する。

① 試験実施日

(イ) 高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験並びに液化石油ガス設備士筆記試験

令和 2 年 11 月 8 日（日）に実施

(ロ) 液化石油ガス設備士技能試験

令和 2 年 11 月 29 日（日）に実施

② 出願者数

大臣試験（甲種化学、甲種機械、第一種冷凍機械）の出願者数及び知事試験（その他 9 種）の出願者数は、大臣試験で 4,351 人（4,548 人）、知事試験で 47,578 人（47,656 人）、合計で 51,929 人（52,204 人）を見込んでいる。（内訳は別紙 2 参照）

(2) 免状交付事務

経済産業省及び道府県から、以下の免状交付事務に係る委託事業を受託実施する。

① 高圧ガス製造保安責任者免状交付事務（経済産業省からの受託）

高圧ガス製造保安責任者試験のうち、大臣試験（甲種化学、甲種機械、第一種冷凍機械）に合格した者に対して、合格者の交付申請に基づき大臣が発行する免状の交付事務を実施する。

② 高圧ガス製造保安責任者等免状交付事務（道府県からの受託）

高圧ガス製造保安責任者試験等のうち、知事試験（乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売、第二種販売及び液化石油ガス設備士）に合格した者に対して、合格者の交付申請に基づき知事が発行する免状の交付事務を実施する。

Ⅱ. 2 サービスの向上と積極的な情報提供

Ⅱ. 2. 1 保安情報の普及、啓発

(1) 事故事例データベースの提供 [高圧ガス部]

事故事例データベースの提供等事故事例の共有化と教材化を推進する。

(2) 広報活動の推進及び情報提供等 [総務部、情報・国際部、教育事業部他]

① 情報発信力の強化

協会の情報発信力の強化の一環として、策定したルールに基づいて、各種メディアに取り上げられることを目指し、積極的に情報を発信することにより、協会のプレゼンス向上に努める。

特に、激甚化する風水害等自然災害等の発生に際し、講習等への影響や容器流出に関する注意喚起などを協会ウェブサイトにて情報提供する。

② お客様目線での情報発信ツールの整備・充実

(イ) 協会ウェブサイト

協会ウェブサイトを活用し、最新情報を適切に発信するとともにコンテンツの更なる充実を図る。

(ロ) メール配信サービス「KHK-Friends」

セミナーの開催案内、出版物の紹介などの協会事業情報に加え、高圧ガス保安法令等の改正動向、検査・認定事業のマニュアル類の制定・改正情報、高圧ガス事故概要報告書などお客様にとって有益となる情報をタイムリーに配信していく。

(ハ) 協会の出版物を分かり易く紹介する出版目録等（平成 30 年 4 月から配布及びウェブ上で公開）及び保安啓発用品の案内リーフレット作成（平成 30 年 9 月から配布及びウェブ上で公開）を継続、定期的に最新版の作成を行う。

③ 会員向け情報発信サービスの充実

(イ) 情報機関誌「高圧ガス」を発行することにより、会員のニーズに沿った高圧ガスの保安情報を提供するとともに、協会事業活動に関する情報を発信する。また、特集記事等について会員専用のウェブサイトで公開していく。

(ロ) 高圧ガス保安法関係省令等を容易に検索可能とする法令検索システムについて、法令等の改正に応じて定期的な更新を行う。

④ 販売書籍の電子化

書籍の提供手段の多様化と、利用者の利便性の向上を図るために、販売書籍の電子化を引き続き検討する。

他団体の電子書籍の販売方法を参考に、まずは PDF 形式での書籍の販売を試行

する。

(3) 水素関連の情報提供

① 水素利用の安全確保に関する情報提供 [総合企画部他]

燃料電池自動車の市場投入により水素社会実現に向けた取組が大きく前進する中、今後の普及拡大を見据えて、事業者等からの水素に関連する技術的な相談等に対して適切に対応するため、組織横断的な KHK 水素テクニカルサポートチームにより水素に関連する相談等に対応する。

② 水素関連情報の整備 [総合研究所]

水素エネルギーに関する最新情報を広く収集し、必要な水素関連情報をホームページ上で公開を行う。

③ KHK 水素保安セミナーの開催 (Ⅱ.1.7(5)参照)

(4) ISO 審査関連の情報提供 [ISO 審査センター]

ISO letter については、顧客ニーズを踏まえた上で内容の充実化を図るとともに、年 4 回発行する登録企業への情報提供のツールとして、ISO マネジメントシステムに関する最新の話題紹介を含めこれまで以上に積極的な活用を図り、ISO 審査センターのホームページ等も通じて情報提供活動の多角化と相互連携を推進する。さらに、平成 30 年度から認証業務を開始した ISO 45001 については、ISO 審査センター及び主要な支部に設置した相談窓口を通じた問い合わせへの対応等によって、新規登録及び OHSAS18001 からの移行をサポートし登録組織数の拡大に努める。

(5) 外国企業向け相談窓口 [情報・国際部]

海外からの高圧ガスに関する問い合わせに対処するための相談窓口を引き続き運営する。

(6) 海外との技術交流等の促進 [情報・国際部]

海外との技術交流等を促進するために、次の技術交流等を積極的に行う。

① 各種国際会議等への参加

保安大会への相互参加や国際会議等への出席により、保安関連の情報を収集するとともに、機関誌「高圧ガス」等を通じて積極的に情報を発信する。

② 海外諸機関等への技術指導・協力及び調査団の受け入れを行う。

③ 韓国ガス安全公社との定期会議の開催 (令和 2 年度日本開催)

(7) 英文資料の発行 [情報・国際部]

海外関係機関等に対して我が国の高圧ガス保安対策の状況等に関する情報を発信

していくため、引き続き、KHK の年間事業活動をまとめた英語版報告書を発行するとともに、事故情報の国際的共有化に資するため、高圧ガス関係及び LP ガス関係事故年報の概要を取りまとめた英文資料を発行する。

Ⅱ. 3 更なる保安対策に繋がる調査研究の推進

Ⅱ. 3. 1 自主研究の着実な推進

(1) 協会技術基盤の強化 [総合研究所]

① 自主基準の策定等、保安対策の合理化に寄与するような実践的な調査研究を自主的に推進し、基準策定等に必要となる根拠の明確化に重点的に取り組む。また、これまでの研究活動で蓄積した技術知識や専門性を活用して高圧ガス事故の調査・解析に積極的に参加する。

さらに、研究員を協会外の研究委員会や学会等へ積極的に参加させること及び博士課程へ派遣することを通じて、研究者として活動強化を図るとともに、業界のニーズ及び最新の技術動向を的確に把握し、先導的な調査研究を実施していく。

② 民間企業等からの各種材料試験、容器の性能試験、FEM 解析等を用いた受託研究及び受託試験を積極的に行う。

令和 2 年度は、12 件（20 件）を見込んでいる。

③ 平成 19 年に包括連携協定を締結した横浜国立大学と人材交流を推進する等、連携の促進に努める。

(2) 時代に即応した研究所の活用 [総合研究所]

民間企業等からの受託試験や受託研究の拡大を図りつつ、顧客対象の拡大を行い、広く社会に役立つよう時代の要請を踏まえた調査研究を進めていく。

(3) その他 [高圧ガス部、液化石油ガス部、総合研究所]

高圧ガス・LP ガスの保安のために必要な調査、認定及び助言並びに委託研究を通じて得られた成果について周知及び普及広報活動を行う。

Ⅱ. 3. 2 受託事業

協会が有している高圧ガス・液化石油ガス保安に係る専門的知見を活かし、高圧ガス・液化石油ガス保安の確保に必要な業務を受託し、これを実施する。

Ⅱ. 4 時代に即応した組織体制・基盤の整備

Ⅱ. 4. 1 協会運営のガバナンス強化 [コンプライアンス推進室、総務部他]

協会が高い公的な責務を有することに鑑み、以下の取組を協会大で遵守・徹底する。

(1) コンプライアンスの推進

- ① 協会業務の信頼性を図るために、協会が行う業務活動に対する内部監査を継続する。内部監査を通じて、各業務活動に対する協会規程類の整備状況、同規程類及び関係法令の遵守状況の確認を行う。また、協会の情報セキュリティを強化するため、情報セキュリティ監査を適切に実施し、運用面・管理面から情報セキュリティ対策の実施状況について確認する。
- ② 内部監査は、監査における重点項目、監査対象項目などに対して、経営層の意向を反映した内部監査実施計画を作成するとともに、エビデンスの収集・評価を適切に行い、これらに基づき実施する。
- ③ 内部監査結果及び監査における気付き事項を積極的に関係部署にフィードバックするとともに、必要に応じて、協会規程類の見直し、業務改善などの提案を行うことにより、協会業務活動において発生するおそれのあるさまざまなリスクの低減に取り組む。
- ④ 協会役職員のコンプライアンス意識向上を図るため、コンプライアンスハンドブックの理解・浸透に努め、コンプライアンス推進に取り組む。
その一環として、役職員に対する教育（eラーニング等）、その他コンプライアンスに係る情報の発信を行う。

(2) 情報セキュリティ対策の充実

近年急増するサイバー攻撃及び情報漏洩を未然に防止するため、業務実施に伴い保有する企業情報をはじめ情報等資産について、多層防御の観点から、主として以下のセキュリティ対策（ハード・ソフト両面）の充実化を図る。

- ① 関係規程類に基づく、協会大での情報セキュリティ対策の確実な実行
- ② 協会ネットワーク及び協会ホームページや電子申請サイト等の第三者診断
- ③ 全役職員を対象とした「情報セキュリティ研修」の充実

Ⅱ. 4. 2 組織運営への専門家、有識者等の知見活用

協会として時代に即応した体制を堅持していくべく、外部有識者等の知見を糾合した以下の会議体を組成し、その助言等を踏まえ、適切な対応を行っていく。

(1) 余裕金運用検討委員会

協会の余裕資金に係る運用用途等について、エコノミスト、公認会計士等の示唆を踏まえて検討する。

(2) 教育事業アドバイザー委員会

高圧ガス保安活動促進週間をはじめ、高圧ガス保安に係る普及啓発活動のあり方等について検討する。

(3) 総合研究所運営審議会

新規ニーズを捉え、時代に即応した研究所としての運営体制等について検討する。

(4) 国家試験実施機関情報交換会

公正、公平な試験実施及び効率的な試験業務運営のために必要な一般的な事項についての意見交換、情報共有等を行う。

Ⅱ. 4. 3 将来を見据えた基盤の整備 [総合企画部、総務部他]

(1) 海外事業展開に向けた取組

グローバル化に伴う協会としての海外事業展開方策を踏まえ、関係業界へのヒアリング結果や協会内のリソースに留意しつつ、事業内容の具体化に向けた取組を進める。

新興国に対する協力として、ミャンマーにおける LP ガス安全法制度構築事業（海外産業人材育成協会（AOTS）実施事業）に、保安規制の専門家として引き続き参画する。

また、アジア諸国の政府機関等を訪問し、保安分野における技術協力の可能性などを調査する。

(2) 国際化に対応できる人材育成等

新興国に対する協力として、ミャンマーにおける LP ガス安全法制度構築事業（海外産業人材育成協会（AOTS）実施事業）に、保安規制の専門家として引き続き参画する。

現在、JETRO の民間等研修生受入制度を活用し、令和元年 10 月から 2 年間の海外研修のため職員 1 名を JETRO クアラルンプール事務所に派遣している。

これに加え、若手職員を対象とした国際会議や CES（米 Consumer Electronics show）への研修派遣も予定している。

(3) 最新の研究所施設を利用した新たな研究体制の整備（Ⅱ. 3. 1 (2) 参照）

Ⅱ. 4. 4 就業環境の改善等 [総務部]

就業環境の改善等のために、以下の取組を進める。

- ① 年休時期指定義務（年 5 日の年休取得）の確実な実施に努めるべく、非効率な業務プロセスの見直しなどを行い、年休が取得しやすい職場環境の構築を図る。
- ② メンタルヘルス不調の未然防止を目的として、一昨年より実施しているストレスチェック^{*}を引き続き実施する。

※ 平成 26 年 6 月の労働安全衛生法の改正により義務化

Ⅱ. 5 将来を見据えた構造改革の推進

Ⅱ. 5. 1 社会的ニーズへの対応と安定的な経営基盤の確保の両立

将来的には協会の経営状況は厳しくなることが見込まれるため、将来を見据えた以下の構造改革を協会大で推進する。また、こうした取組を盛り込んだ中・長期計画を策定する。

(1) 事業推進本部・WGの取組

協会の将来を見据えた広範なテーマを検討していくために、以下の構造改革の取組を更に推進する。

① 組織再編等WG

- ・サブWG組織（平成31年2月～）
効率的な組織運営、部課の統廃合等
- ・サブWG人事（平成31年2月～）
65歳定年延長への対応、給与制度の見直し、人材育成等
- ・サブWGシステム

業務の効率化や見直しを踏まえた基幹システムの再構築

② 収支構造改善WG（令和元年7月～）

- ・高圧ガス部の収支構造改善

③ 新規事業WG

- ・サブWGガス（平成31年2月～）
地方自治体の許認可に関する事前評価（権限移譲、自治体の体制脆化への対応）
リスクアセスメント・マネジメントの更なる活用（多くの事業所への展開）
- ・サブWG総研

総研の水素関連業務以外の新規自主事業の検討

なお、継続案件については、各事業部、再編後のWGで引き続きフォローアップする。

(2) 時代に即応した新事業創出・業務運営 [高圧ガス部、教育事業部他]

協会の知見を活用した新事業創出は、自主保安の向上に寄与するものであり、国民の安全・安心な暮らしに資するものである。

かかる認識のもと、これまでの協会内縦割り意識の改革や前例踏襲主義を打破し、前広かつ積極的な検討を行っていく。

具体的には、各部のポテンシャルをシナジーさせることにより、時代に即応した保安ニーズに対応する新たな事業の創出に努めることとし、令和2年度は、平成29年度から開始したセミナー（事業者の関心が高い、耐震設計講座、リスクアセスメント関係講座等）を引き続き実施する他、保安ニーズを捉えた新たなテーマに関するセミナー開催を検討する。また、新たな自主認証業務、これまでの委託事業の成果物を活

用した出版物の発行等も検討する。

(3) マーケットニーズを踏まえた戦略的な事業運営 [ISO 審査センター他]

マーケットニーズを包括的に把握・分析することにより、潜在的な需要の発掘や、既存事業の底上げに役立てる。令和2年度は主に以下の取組を行う。

- ① 国際規格を基準とするシステム審査登録事業における、KHKの強みを活かした戦略的な営業活動を実施する。
- ② 各種セミナー等において収集したアンケートの分析結果を通じてマーケットニーズの把握を行い、顧客が求める保安情報等の提供をより一層推進する。

(4) 支出構造に係る不断の見直し [総務部、教育事業部他]

支出削減は収支改善に直結する即効性の大きなものであるとの認識のもと、コスト意識を更に貫徹するとの方針に基づき、業務に係わる支出項目の全てについて、引き続き聖域を設けずに徹底的な再精査を行う。

保安講習会種類別受講者数見込み

種 類	令和 2 年度 申込者見込 (人)	令和元年度 申込者実績見込 (人)
1. 法令に基づく講習等		
(イ) 製造講習会 (大臣)		
甲種化学講習	1,012	1,083
甲種機械講習	1,300	1,378
第 1 種冷凍機械講習	1,000	1,023
(ロ) 製造講習会 (知事)		
乙種化学講習	2,013	2,032
乙種機械講習	4,847	4,847
丙種化学液石講習	3,009	3,064
丙種化学特別講習	4,834	4,834
第 2 種冷凍機械講習	1,568	1,720
第 3 種冷凍機械講習	2,224	2,477
(ハ) 販売講習会		
第 1 種販売講習	700	698
第 2 種販売・業務主任者の代理者講習	4,297	4,751
(ニ) 設備士講習会		
液化石油ガス設備士講習 (第 2 ・ 第 3 ・ 特別) 及び技能試験	7,122	7,676
(ホ) 義務講習会等 (高压)		
高压ガス製造保安企画推進員講習	116	118
高压ガス製造保安主任者講習	453	454
高压ガス製造保安係員講習	7,393	7,598
移動監視者講習	1,762	1,789
特定高压ガス取扱主任者講習	1,227	1,227

(ハ) 義務講習会等 (LP)

業務主任者講習	7,345	10,138
液化石油ガス設備士再講習	16,674	23,952
充てん作業員再講習	1,742	1,690
保安業務員講習	3,383	3,279
液化石油ガス調査員講習	671	586
充てん作業員講習	809	780

資格講習	小計 ((イ) ~ (ニ))	33,926	35,583
義務講習等	小計 ((ホ) ~ (ハ))	41,575	51,611

合計	75,501	87,194
----	--------	--------

2. 自主講習

(イ) ポリエチレン管の施工に係る講習	407	429
(ロ) 配管用フレキ管講習等	1,706	1,722
(ハ) CE受入側保安責任者講習	394	383
(ニ) 冷凍空調施設工事事業所の認定に係る講習	454	408
(ホ) CE保安講習	59	73
(ヘ) 特殊材料ガス保安講習	26	39
(ト) 冷凍特別装置検査員講習	0	0

計 ((イ) ~ (ト))	3,046	3,064
---------------	-------	-------

総計 (1 + 2)	78,547	90,258
------------	--------	--------

高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験
並びに液化石油ガス設備士試験種類別出願者数見込み

種 類	令和 2 年度 出願者見込 (人)	令和元年度 出願者実績 (人)
1. 大臣試験		
甲種化学	1,061	(1,127)
甲種機械	1,655	(1,731)
第一種冷凍機械	1,635	(1,690)
小計	4,351	(4,548)
2. 知事試験		
乙種化学	2,739	(2,799)
乙種機械	5,991	(6,051)
丙種化学 (液石)	4,110	(4,280)
丙種化学 (特別)	5,745	(5,683)
第二種冷凍機械	4,191	(4,318)
第三種冷凍機械	11,445	(11,465)
第一種販売	3,166	(3,140)
第二種販売	8,482	(8,294)
液化石油ガス設備士	1,709	(1,626)
小計	47,578	(47,656)
合計 (1 + 2)	51,929	(52,204)